

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により平成27監査年度に執行した監査（行政監査:テーマ「管理委託（庁舎等）の制度について」）について、同条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年4月7日

奈良県監査委員 江南 政治

同 齋藤 信一郎

同 清水 勉

同 川口 延良

監査の結果

今回監査した管理委託（庁舎等）に係る契約は、ほとんど全てが庁舎等の管理を所管する各機関ごとに行われているが、契約事務の適正化・効率化等を図るため、関係所管課と連携のうえ、特に改善が必要と思われる次の項目について検討や取組等を進められたい。

1 契約事務に関する全庁的な基準やマニュアルの作成等について

委託業務内容を具体的に示す仕様書の作成方法は、各機関でばらつきがあるとともに、他の類似庁舎等との比較もほとんど行っていない状況であり、契約書についても各機関で作成されているため、仕様書及び契約書の記載内容は必ずしも統一がとれておらず、必要事項が記載されていないなど問題のある事例も見受けられた。

また、予定価格の積算は、各機関において独自に行われているが、多くの機関は前年度の契約実績や当年度の予算額をもとに予定価格を決定しており、契約金額等についても他の類似庁舎等との比較をほとんど行っていない状況であった。

積算根拠を明確にして適正な積算を行う必要があるが、積算根拠等が不明確で合理的な説明がなされない事例も見受けられた。

業務仕様に違いがあるため一概には言えないが、例えば清掃業務について1㎡当たりの価格で比較してもかなりの開きが認められ、その価格積算が適当か懸念が残る。

庁舎等の管理の適正化や契約事務の適正化・効率化等を図るため、他の都道府県事例も参考として、仕様書及び契約書に係る標準的な書式や予定価格の積算基準等を整備した全庁共通のマニュアルの作成並びにその指導の充実について検討されたい。

2 管理委託（庁舎等）に関する長期継続契約の契約期間の見直し等について

長期継続契約制度は、毎年継続的に行われることを通例とする業務について、毎年更新手続きを繰り返すという不合理をなくし、円滑な事務の執行を図るために設けられたものであるが、管理委託（庁舎等）に関し、あまり活用されていない状況であった。

その要因の一つとして、本県では、管理委託（庁舎等）に関する長期継続契約の契約期間（上限）が、機械警備等のように契約当初に一定の初期費用を必要とする場合を除き、原則として、1年の履行期間に必要な準備期間を加えた期間以内とされていることから、長期継続契約であっても、毎年、契約を締結せざるを得ず、なんら事務の効率化に資するものとなっていないということが考えられる。

管理委託（庁舎等）に関する長期継続契約の契約期間（上限）について、長期継続契約制度の趣旨や効果を踏まえるとともに、本県に比べ長い団体が多いという他の都道府県の状況も勘案して、適切な期間となるよう検討されたい。

また、長期継続契約の活用の促進についても検討されたい。

3 機械による警備委託の競争性及び透明性の確保について

機械による警備委託について、制度上、5年を上限とした長期継続契約が認められているにも関わらず活用せず、通算して20年を超える長年にわたり、当初の機械設置業者と毎年、単独随意契約で更新を重ね、競争性や透明性に欠けると思われる契約が多く見受けられた。

その要因としては、設置機械（所有権は設置業者が保有）に関し、耐用年数が数年あるにも関わらず、その撤去とその費用については、契約書上必ずしも統一的な取扱いとはなっておらず、また、撤去も含めて契約することとすれば経費も嵩むと考えられることから、事実上、機械設置業者が毎年継続して業務を受託するのである

うということを見込んで、契約事務を進めてきたことによるものと思われる。

機械による警備委託について、機械警備に使用する機械の耐用年数を勘案した長期継続契約の締結を促進するとともに、他の都道府県の事例も参考として、設置機械の撤去等の取扱いを明確にし、契約更新時における競争性及び透明性の確保を図られたい。

4 複数庁舎等一括契約の促進について

複数庁舎等について一括契約し、事務の効率化や経費節減に努めている事例は、ほとんど見受けられなかった。

しかし、庁舎等所在地域や同種庁舎等などでの一括契約を実施している本県の機関や他の都道府県からの調査結果をみると、一括契約のデメリットとして業者の受注機会減少等への影響も懸念される一方で、メリットとして経費縮減や事務の効率化等の効果も期待できると考えられることから、庁舎等所在地域や同種庁舎等などでの一括契約の促進ができないか検討されたい。

措置の内容

1 契約事務に関する全庁的な基準やマニュアルの作成等について

現在の仕様書は、各施設がそれぞれの施設の現況及び使用目的等に応じて作成しており、契約書の記載内容も含めて必ずしも統一されていない。

また、予定価格についても、予算自体が積年の経費節減により当初の予算からかなり減額されており、必要最低限の施設管理が行われるよう設定されている現実がある。

この状況の中で全庁共通のマニュアルを作成するとすれば、仕様書に必要な各項目を記載してその内容としては各施設の実情にあわせたものとせざるを得ないため、今後、その必要な項目及び内容を検討していくこととし、契約書については契約規則のとおりとする。

本県において、新規施設の業務委託仕様書を検証した結果、経費については積算金額を示しておらず、また、他府県調査においても積算金額を示している都道府県

は少なく、積算根拠についても物価資料による清掃管理費のみを示すものとなっており、会計局において積算金額を示すマニュアル作成については困難と考えている。

2 管理委託（庁舎等）に関する長期継続契約の契約期間の見直し等について

平成28年11月29日付「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」の一部改正を行い対象範囲の拡大を行った。その一連の改正の中で、庁舎管理委託について、通知文の一部変更により契約期間を1年から3年に変更した。

3 機械による警備委託の競争性及び透明性の確保について

現在、施設設置時に競争を行い契約満了後に6号随契としている施設がほとんどで契約満了後の機械撤去費用については本県負担となっている。

競争性及び透明性の確保をはかるためには、機械撤去費用を業者負担とし、警備機械の耐用年数の期間を長期継続契約として契約満了時に再び競争を行うことが妥当だと考えられるが、毎回撤去費用を計上することにより、撤去が必要になったタイミングで入札等を実施する場合と比べればトータルコストが割高になることが考えられる。

そのため、機械の耐用年数が経過すれば一律に競争を行うのではなく、撤去が必要になったタイミングで入札等を実施するよう文書等により指導していく。

4 複数庁舎等一括契約の促進について

複数庁舎の一括契約を行っている他府県に、メリット・デメリットの確認を行った結果、一括契約に移行してから、かなりの年月が経っているためメリットについては把握していないとの回答であり、デメリットについては、中小企業の排除が考えられると回答する県もあった。

現時点ではメリット、デメリットが明確ではない検証結果となっているので状況の推移を見守りながら必要となれば改めて検討していく。